

緊急通報装置貸与申請書兼協力員承諾書

(宛先)
鳴門市長

年 月 日

貸与申請者(利用者)	フリガナ				生年月日	年 月 日	電話番号	
	氏名							
	住所	〒 ー 鳴門市						
	<p>私は、鳴門市緊急通報システム事業運営要綱第2条に規定する対象者要件を満たすため、下記の承諾事項を承諾のうえ、緊急通報装置の貸与を申請します。</p> <p>また、その貸与決定のために必要があるときは、官公署等に対し、私及びその世帯員の市区町村民税課税状況等の対象者要件について、報告を求めることに同意します。</p> <p><鳴門市緊急通報システム事業運営要綱 第2条抜粋> ※ひとり暮らし:現に住む者がその者のみの場合をいう(対象者)</p> <p>第2条 この事業の対象者は、鳴門市に住所を有するひとり暮らしの者のうち65歳以上の高齢者又は65歳未満の身体障害者のうち身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級に相当する者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 市区町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>(2) 協力員として2名以上確保できる者。</p> <p>ただし、貸与決定後、やむを得ない事情により協力員が2名に満たない状態になった場合は、その状態が生じた時から6ヶ月の間においてはこの限りでない。</p> <p><承諾事項></p> <p>1. 緊急通報を発信し、緊急通報装置の設置・保守事業者からの確認電話に回答しない場合は、緊急通報システム協力員等の住居内への立ち入りを認めます。</p> <p>2. 緊急時に、緊急通報システム協力員等が住居内に入るに際し、住居の一部に破損が生じても、修復責任を問いません。</p> <p>3. 借り受けた装置を故意又は重大な過失により亡失し、又はき損したときは、その補充、修繕、その他の工事に要する費用を負担しなければなりません。</p>							

協力員(連絡順)	1 (必須)	フリガナ				電話番号			
		氏名							
		生年月日	年 月 日	利用者との続柄		駆付時間		鍵預かり	有・無
		住所	〒 ー						
	2 (必須)	フリガナ				電話番号			
		氏名							
		生年月日	年 月 日	利用者との続柄		駆付時間		鍵預かり	有・無
		住所	〒 ー						
	3	フリガナ				電話番号			
		氏名							
		生年月日	年 月 日	利用者との続柄		駆付時間		鍵預かり	有・無
		住所	〒 ー						
<p>上記貸与申請者の協力員となることを承諾します。</p> <p>※ 協力員は、貸与申請者の緊急時に安否確認を行うなど、即応できる方としてください。</p>									
<p>※ここに記載した事項について、緊急通報装置の設置・保守を行う事業者及び地域包括支援センターへ情報提供することに同意します。</p>									